

「適時開示ガイドブック」の改訂内容

内容	改訂箇所
<u>ストック・オプションの付与に係る適時開示事由の株式又は新株予約権の募集等に係る適時開示事由への統合</u> ➤ 「第1章9. スtock・オプションの付与」を削除し、「第1章1. 発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し」に、ストック・オプションとしての新株予約権の発行に係る募集の場合における開示事項及び開示・記載上の注意等を追記しています。	【第1章1. 発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し】 【第1章9. スtock・オプションの付与】
<u>株式交付制度の創設に伴う株式交付に係る開示事項等の追加</u> ➤ 株式交付を適時開示事由に追加し、開示事項及び開示・記載上の注意等を追記しています。 ➤ 支配株主との重要な取引等に係る遵守事項の対象取引として、株式交付を追加しています。 ➤ 不適當合併等に係る上場廃止審査の対象行為として、非上場会社を子会社とする株式交付を追加しています。 ➤ 株式交付に係る提出書類の取扱いを追記しています。	【第1章11. 合併等の組織再編行為】 【第6章子会社等の情報〔1〕子会社等の決定事実】 【第7章企業行動規範の概要【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】】 【第8章上場会社に対する自主規制の概要【不適當合併等に係る上場廃止審査の概要について】】 【第9章2. 内国株式関係の提出書類一覧】
<u>株式引受権に関する規定の整備に伴う自己資本の計算式の見直し</u> ➤ 自己資本の計算式において、株式引受権を純資産額から控除するものとしています。	【第4章1. (5) 決算短信及び四半期決算短信の作成要領】
<u>社外取締役の確保及び株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備に関する企業行動規範の見直し</u> ➤ 遵守すべき事項に「社外取締役の確保」を追記しています。 ➤ 望まれる事項の「株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備」に電磁的方法による株主総会資料の早期提供に関する努力義務に係る記載を追記しています。	【第7章企業行動規範の概要1. 総説】 【第7章企業行動規範の概要2. 遵守すべき事項】 【第7章企業行動規範の概要3. 望まれる事項】
<u>その他、字句修正等</u>	

以上